

↓ 当案内及び過去に発行した案内は弊社ウェブサイト(<http://www.medience.co.jp/>)よりPDF形式にてダウンロードできます。

「薬剤によるリンパ球幼若化試験(LST)」 規制薬剤の取り扱いについて

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

さて表記検査につきましては、麻薬及び向精神薬取締法(第二十四条及び第五十条の十六)、覚せい剤取締法(第十四条及び第十五条)に定められる規制薬剤を「薬剤によるリンパ球幼若化試験(LST)」のご依頼時に添付薬剤としてお受けすることが出来ませんのでご了承ください。

これらの薬剤は麻薬及び向精神薬取締法、覚せい剤取締法等の規定によって厳格な譲渡規制が為されており、弊社(受託臨床検査会社)に規制薬剤を“譲渡”することは法令に抵触いたしますからご注意願います。

大方には既にご高承のところと存じますが、LSTのご依頼時に規制薬剤があるか否かご確認を賜れば幸甚と存じます。

何卒ご理解とご協力賜りますようお願い申し上げます。

敬具

※対象となる薬剤については、独立行政法人 医薬品医療機器総合機構のホームページにて検索(確認)下さい。

(http://www.info.pmda.go.jp/psearch/html/menu_tenpu_base.html)

【参考】

麻薬、向精神薬については東京都福祉保健局健康安全室薬務課のホームページをご参照下さい。

(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kenkou/iyaku/sonota/toriatsukai/tebiki/phmayaku/index.html>)

(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kenkou/iyaku/sonota/toriatsukai/tebiki/hokou/index.html>)